

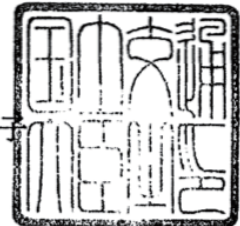


認定書

国住指第 4728 号
平成 14 年 5 月 31 日

日本電気硝子株式会社
社長 森 哲次 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第七号並びに同法施行令第 107 条第二号及び第三号（外壁（非耐力壁）：各 1 時間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
FP060NE-9022
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
ガラスブロック／外壁
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添の通り